

公 告

次のとおり一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年8月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 入札に付する事項

- (1) 件名 青岸エネルギーセンター運転維持管理業務
- (2) 委託番号 206
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 仕様書のとおり
- (5) 入札参加形態 単体（以下「単体企業」という。）又は2者で構成する特定委託業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす単体企業又は共同企業体であること。

- (1) 単体企業、共同企業体を構成する代表者（以下「代表構成員」という。）及び代表構成員以外の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。

ウ 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から本件契約に係る入札（開札）の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあつては同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後に、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。

カ 本公告の日現在、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

- (2) 単体企業は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、単体企業は、本件契約に係る入札において、共同企業体の代表構成員及び構成員となることはできない。

ア 資格者名簿に登録されている本店（主たる営業所）の所在地が和歌山市内であること。

イ 国又は地方公共団体の発注による火力発電設備を備えた廃棄物焼却施設の運転管理に係る契約を履行した実績（本公告の日現在、履行中のものを含む。）を有する者であること。ただし、発注者と直接的に契約を締結したもの、共同企業体の構成員（出資比率が30パーセント以上に限る。）として契約を締結したもの又はSPC（特別目的会社）の構成員として契約を締結したもののいずれかに限る。

- (3) 共同企業体は、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、代表構成員及び構成員は、本件契約に係る入札において、2以上の共同企業体の代表構成員及び構成員となることはできない。

ア 1共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 構成は、代表構成員及び構成員により成り立つものであること。

ウ 代表構成員又は構成員のいずれかが、和歌山市内に本店（主たる営業所）を有している者であること。

エ 1 構成員当たりの出資の割合は、30パーセント以上であること。

オ 代表構成員は、出資の割合が構成員中最大であること。

カ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。

(4) 代表構成員は、国又は地方公共団体の発注による汽力発電設備を備えた廃棄物焼却施設の運転管理に係る契約を履行した実績（本公告の日現在、履行中のものを含む。）を有する者であること。ただし、発注者と直接的に契約を締結したもの、共同企業体の構成員（出資比率が30パーセント以上に限る。）として契約を締結したもの又はSPC（特別目的会社）の構成員として契約を締結したもののいずれかに限る。

(5) 構成員は、次に掲げるいずれかの実績（本公告の日現在、履行中のものを含む。）を有する者であること。ただし、発注者と直接的に契約を締結したもの、共同企業体の構成員（出資比率が30パーセント以上に限る。）として契約を締結したもの又はSPC（特別目的会社）の構成員として契約を締結したもののいずれかに限る。

ア 国又は地方公共団体の発注による24時間運転員が常駐するプラント施設の運転管理

イ 廃棄物焼却施設の運転実績（処理能力5t/日以上）

(6) その他仕様書に定める要件を全て満たすことができる者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部調達課業務契約班 電話番号 073-435-1033

(2) 契約条項を示す期間及び場所

期間 本公告の日から本件契約に係る入札（開札）の日までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。

場所 上記3の（1）に同じ

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和8年9月4日（金）までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等を除く。

場所 上記3の（1）に同じ

方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 入札説明書、仕様書等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(5) 入札（現場）説明会

開催しない。

(6) 入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時 令和8年9月18日（金） 午後2時00分

場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 本庁舎5階 入札室

方法 郵便による入札とする。（提出方法は、郵便入札における説明及び注意事項によるものとする。）

(7) 入札書の到着期限 令和8年9月17日（木） 日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着

4 入札の取りやめ

本件契約に係る入札に参加する者が1人の場合には、入札を取りやめる。

5 その他

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

不要である。

(6) 最低制限価格の設定

有り

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) 手続における交渉の有無

無し

(10) 欧州連合の供給者の入札への参加に関する事項

ア 本件契約に係る入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

イ 特例政令に規定する欧州連合の供給者にあつては、上記2の（1）カ及び（2）アに掲げる要件を満たすことを要しない。

ウ 特例政令に規定する欧州連合の供給者であつて、資格者名簿に登録されていない者が本件契約に係る入札への参加申請を行おうとする場合は、入札参加資格審査申請書（欧州連合供給者用）（以下「審査申請書」という。）及び入札参加資格審査確認資料（以下「審査確認資料」という。）を提出すること。

エ 審査申請書及び審査確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和8年9月3日（木）までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等を除く。

場所 上記3の（1）に同じ。

方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(11) 本件契約に係る入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(12) その他

入札説明書に示すとおり。